

## カントの政治哲学における二、三の問題

木 村 靖 比 古

### は し が き

カントは政治哲学の方面においても、偉大な業績を遺した。彼はフランス革命の前後から、政治に対する関心をますます高め、政治に関する大小多くの著作を発表した。すなわち、「世界公民的見地における一般歴史の理念」(1784)、「啓蒙とは何かという問いに対する回答」(1784)、「ヘルダー著<人類史の哲学の理念>の批評」(1785)、「人類史の憶測的起源」(1786)、「理念においては正しいかも知れないが、実際には役に立たない、という俗言に関して」(1793)、「永久平和論」(1795)、「道徳形而上学」(1797)、「分科の争い」(1798)などは、カントの政治哲学に関連のある著作として挙げる事ができる。以上のほかに、未完成に終わった遺稿の断片の中にも、多くの政治哲学に関する論述が含まれている。

さて、以上の著作において述べられているカントの政治哲学思想は、百数十年以前に形成されたものであるから、現代からみれば時代遅れと認められるものも少なくないが、他面においては、諸学者がカントを偉大な政治哲学者の一人に数える根拠となっているところの、時代を超越して妥当し政治の指導理念として作用する不朽の価値を有する思想も多く見出される。また、彼の政治哲学思想においては、首尾一貫しないと認められる点や曖昧な点が含まれており、そしてこれらの点に対する学者の見解や批判の間には大きな相違がある。その結果、カントの政治哲学をめぐってカント自身の意図やカント哲学の精神と全く矛盾する誤った見解さえ生じている。

そこで、カントの政治哲学を種々の方面から総合的に考察して、正当な解釈と価値判断を行なうことが必要であるが、本稿は、この目的を達成するのに役立てるために、二、三の問題について、上記の著作の中の主要な論述を取り上げながら、多少の考察を試みたものである。

### 第一 政治哲学の地位

(一) カントの政治哲学的思索は、比較的晩年になってから始まった。彼の哲学的思索は、最初自然科学や理論哲学の方面に関して行なわれたが、次第に道徳哲学や政治哲学のような実践哲学の方面におよぶようになった。すなわち、彼は代表的な大著「純粋理性批判」(1781)の発表によって、批判哲学の確固たる立場を得たので、その後次第に時に応じて政治に関する著作を発表するに至ったのである。カール・フォールレンダー(1860—1928)は、カントは「純粋理性批判」の仕事が終わって後、ようやく、既に久しい間胸中を去来していたところの法、政治および国家に関する思想の完成へと心を駆り立てられたと言っている。<sup>1)</sup> こうして、彼の政治哲学的思索はますます旺盛となり、特にフランス革命の勃発後はその影響を受けて政治哲学的思索は最高潮に達し、政治哲学に関連のある主要な論文や著書が次々に発表された。

(二) カントの哲学的思索は、きわめて広汎な方面に亘っている。その思索の内容を、哲学の

1) Kant. Kleine Schriften zur Geschichtsphilosophie Ethik und Politik, S. VII

分科にしたがって示すならば、自然哲学、知識哲学、道徳哲学、宗教哲学、芸術哲学、歴史哲学、法哲学および政治哲学などに分けることができる。そして、これらの分科の中で、道徳哲学、歴史哲学、法哲学および政治哲学は実践哲学として、カントにおいては、特に密接な関連性を持っている。そこで、カントの哲学体系における政治哲学の地位を明らかにするために、政治哲学と実践哲学の他の分科との関係について一言しなければならない。

### (1) 政治哲学と法哲学

政治哲学は関するカントの著作は、その実質的内容において、同時に彼の法哲学または歴史哲学に関連している。すなわち、カントにおいては、これら三つの哲学が相互にきわめて密接な関係に立っている。先ず、政治哲学と法哲学との関係を一べつする。

前に挙げた著作のうちで、政治哲学の主著であり体系的な著作として認められるものは「道徳形而上学」(1797)である。すなわち、この著作の第一部「法学の形而上学的基本原理」は法哲学および政治哲学の根本問題を取り扱っている。このようにカントにおいては、法哲学と政治哲学とは同一の著作において不可分的に考察されているが、このような態度は法と政治との本質的な関連性からみてある程度当然のことであるが、しかし、また、法哲学と政治哲学との間に対象や方法について明確な区別がなかった時代の傾向である。さらに遡って、プラトンやアリストテレスの時代には、法哲学と政治哲学と倫理学とが一体的でさえあったことは周知の通りである。さらに、カントの時代における法哲学の支配的な傾向は近代自然法学であったが、カントもまた近代自然法学者として法哲学を論述したのである。ところで、近代自然法学は、法と法に基づいて行なわれる国家活動としての政治について、人間自然の本性あるいは理性を基礎として考察し、また、これらを基礎として国家権力の本質と機能を究明した。そして近代自然法学者は、多少の相違はあるが、いずれも社会契約説によって国家支配の正当性を根拠づけた。以上のように、近代自然法学は政治哲学の根本問題である国家の権力的支配の問題を対象としたから、それは同時に近代政治哲学であったとすることができる。

右の論述によって明らかに知られるように、近代自然法学者としてのカントの法哲学には、彼の政治哲学が含まれている。このことを、彼の法哲学の主著「道徳形而上学」の論述によって示すならば、その第一部の第二編「公法」の第一章「国家法」においては、国家支配と国家権力の正当性の根拠としての社会契約説、国家の作用に関する三権分立説、国家の理想的な政治形態としての共和政および国家に対する国民の権利義務などの国内政治に関する重要な問題が取り上げられており、また第二章「国際法」においては、国家相互の関係特に永久平和の問題を中心とする国際政治の問題が取り上げられている。そして、主著以外のその他の著作も大体において主著で取り上げた問題に関係している。したがって、それらの著作も法哲学の著作であると同時に政治哲学の著作でもある。

以上のように、カントにおいては政治哲学思想は法哲学思想と同一の著作の中で、不可分の結合の下に展開されている。したがって、これらの著作は法哲学的見地からも、あるいは政治哲学的見地からも、考察の対象とされることができるのである。

### (2) 政治哲学と歴史哲学

先に、カントの政治哲学に関連のある著作として挙げた「世界公民的見地における一般歴史の理念」(1784)は、彼の歴史哲学に関する代表的著作である。この著作において、カントは、人類

の世界公民的状態への到達をもって、歴史の発展の終局的段階と考えた。彼によれば、世界公民的状态とは最も完全な憲法、すなわち永遠の平和を目的とし、国民に最大可能の自由を保障する憲法の実現された世界共和国の状態であるが、彼は人類がこのような状態に到達することは「自然の隠れた目的」であると論じた。この著作が歴史哲学に関するものであるとともに、政治哲学にも関するものであることは右のような所論によって知ることができるが、なお、この著作が彼の政治哲学に関連のある著作の中で最初に書かれたものであるとともに、彼の政治哲学的著作の中で最も重要なものであるところの「永久平和論」(1795)と、所論の内容においてきわめて密接な関係を持っている点において、カントの政治哲学上、重要な地位を占めるものである。<sup>2)</sup>

ところで、カントは以前から、人類の究極の目的は最も完全な憲法を成就することであるということをして好んで提唱し、そして歴史哲学者がこのような人類の究極目的の見地から歴史哲学を構成することを希望していたと言われるが、この著作によって彼自ら、この希望を実現しようと企てたのである。<sup>3)</sup> 彼はこの著作において理性的に自然を考察し、自然にも全体として目的があるものとし、この自然の目的から考えて人類にも目的があることを先天的に推論し、そして人類全体をその目的に合致するように統一する組織を先天的に示したのである。かくして「世界公民」となって人々が生活するところに、真の歴史の目的があり、この世界公民の社会は永遠の平和を理想とし、普遍的に法を施行するところの社会であると結論した。

要するに、カントの歴史哲学は、人間は理性を発達させることによって、人間として到達し得る限度まで発展することができるように、自然によって能力を賦与されているという見地に立って、人類の政治的発展を自然の目的である「一般的に法を行なう市民社会」の達成の問題として探究したものである。まことに、オットー・ハインリッヒ教授が言っているように、「カントにおいては、歴史的著作と政治的著作、歴史的判断と政治的判断とは全然区別されていない。……歴史哲学、政治的分析および法哲学は、1790年代のカントの著作においては、からみあって構成されている。したがって、人はこれらに関連させてのみ叙述することができる」。<sup>4)</sup>

### (3) 政治哲学と道徳哲学

カントにおいては、政治哲学と道徳哲学とは、最も密接な関係に立っている。なんとなれば、道徳哲学は実践哲学の総論もしくは原理的部門を構成しているのに対して、政治哲学は、その各論もしくは応用的部門を構成しているからである。<sup>5)</sup>

さて、カントの道徳哲学の基調は人間の尊厳という概念であるが、このことは同時に彼の政治哲学の基調である。彼によれば、人間の尊厳ということは、人間に対して最高の価値を与えるものであり、また人間の天賦の自由権の源泉たるものである。そして、彼は、この自由権から、人間の平等権とその他の諸権利、特に政治上および法律上の権利が発生すると考えている。かくて、彼は人間の尊厳という概念から、市民的自由および政治的自由を推論し、そしてこれらの自由は、共和的な政治形態と戦争の廃止および国際連盟の実現のために、人類が努力することを要求すると考えた。彼によれば、これらの政治上の目的を実現することは、人類にとって幸福であり利益

2) Vgl. a. a. O., S. S. 3-20.

3) a. a. O., S. S. VIII-IX.

4) Immanuel Kant, Politische Schriften. Herausgegeben von Otto Heinrich von der Gablentz. S. XV. S. XIX.

5) Vgl. Kant, kleine Schriften, S. XXIV. カント著、恒藤船田共訳「法律哲学」の訳者序言参照

である故に要求されるものではなく、人間が道徳の王国の主体であり自由と平和のうちに生活するという不可譲の権利を有する故に、義務として負っているものである。カントにおいては、自由と平和は博愛的な理想ではなく、正義の要求である。<sup>6)</sup>

何故に、人間は本来尊厳なものであるか。何故に、この尊厳性から、人間の自由および権利が発生するか。カントは、これらの問題を、人間は道徳的存在であるという論拠によって解決している。彼は、人間が道徳的存在であることを、彼の道徳哲学の典型的な命題である定言命令によって解明している。この定言命令は、人間は自身に対して道徳法則を定めるという思想に基づいている。カントによれば、人間は道徳の王国における主体であり、主権的な自己立法者である。すなわち、人間は自由を有する理性的存在であるから、道徳の存在は可能でありまた必然的である。かくて、自由のみが道徳的自律を明白に証明することができるのであって、カントの道徳の概念には、道徳的自律の概念が含まれている。要するに、カントにおいては、自由は、すべての理性的存在の意志の属性として前提されているのである。<sup>7)</sup>

カントによれば、自由には消極的な面と積極的な面の二つがある。消極的自由は外部的原因から独立して行動する能力であり、外部的拘束からの自由である。積極的自由は、自身に対して法則であるという意志の属性である。すなわち、自律という意志の属性である。彼は、意志そのものは自己立法者として、道徳法則の源泉であると考えた。人間は自己を道徳的存在たらしめ自己に尊厳性を与えるところの道徳法則を自己に対して定めることによって、自発的に道徳法則に服従することは積極的自由の内容であり表現である。

ところで、消極的自由は積極的自由のための必要条件である。なんとなれば、人間が積極的に自由であるためには、消極的に自由でなければならないからである。言い換えれば、人間が自己に対して道徳法則を定め、自発的に道徳法則に服従し得るためには、彼は外部的拘束から自由でなければならないからである。かくて、道徳は、人間が消極的自由を有することを要請する。したがって、消極的自由もまた道徳的なものである。しかるに、人間の消極的自由を保障することは、政治、法または国家の任務である。これらのものは、自律的存在としての人間の積極的自由を発展させ、人間を道徳的存在たらしめることを任務とするものではないのである。かくて、道徳は、政治、法または国家が、できるだけ多く人間の外部的拘束からの自由を保障することを要請するのである。<sup>8)</sup>

カントは、道徳の政治、法または国家に対する関係を以上のように考えた。彼の政治哲学は、人間の尊厳、意志の自由を基礎としている彼の道徳哲学と同一の基調に立っている。彼の政治哲学の目的は、政治と法の基礎を明確ならしめ、これらの原理の哲学的基礎原理を確立することであった。この点において、道徳哲学に基づいて政治哲学を構成し、自己の政治哲学を実際の政治において実現しようと意図したプラトンや J. S. ミルよりも、カントの態度は純粹に哲学的であり、また謙虚であると言うことができる。<sup>9)</sup>

## 第二 政治哲学の対象

カントが政治哲学において、特別に深い関心をもって思索した問題を大別すると、政治権力の

6) Cf. John Ladd, *The Metaphysical Elements of Justice*. p. ix.

7) Cf. John Ladd, *Ibid.* p. X.

8) Cf. John Ladd, *Ibid.* p. Xi.

9) Cf. John Ladd, *Ibid.* p. Xii.

問題と永遠平和の問題の二つに分けることができる。

(一) 政治権力の問題は、一般に政治哲学の根本問題である。カントは政治的著作において、特に政治権力という題目を掲げて論述していないけれども、政治哲学の主著として最も重要な「道徳形而上学」(1797)の第一部の「国家法」に関する論述は、全体としてみれば政治権力の問題に関するものであると言うことができる。

そこでは、最初に社会契約、すなわち、彼の所謂原始契約について述べられている。彼は「原始契約は、人々をして国家の正当性を考えることを可能ならしめるところの、国家設立行為の唯一の理念である。」<sup>10)</sup>と論じ、また、「原始契約は国家は如何にあるべきかを明らかにする原理である。それは政治の原理であり、立法、行政および公的正義の理想を含んでいる。」<sup>11)</sup>と論じている。カントは、このように社会契約説によって、国家の権力的支配の正当性を基礎づけた。

つぎに、カントは、国家には立法権、執行権および司法権の三権があるが、立法権は国民の結合した意志に、執行権は国家の元首にそれぞれ帰属し、そして司法権は元首によって任命された裁判官が行使するとして、権力分立の必要を力説した。<sup>12)</sup>

また、カントは、政治権力の行使の方法にしたがって、政治形態を共和政体と専制政体とに区別した。そして、共和政体は立法権と執行権とを分離する形態であって、理想的な政治形態であると考えた。<sup>13)</sup>共和政体に関しては、別に詳細に論ずることとする。

さらに、カントは、政治権力に対する国民の絶対的な服従義務を強調し、国民は最高権力の根源について探究することはできないし、また権力に対する反抗は全然許されないと主張した。<sup>14)</sup>この点についても、別に評論することとする。

なお、カントは、国家法の論述において、政治権力の最も強大な作用である刑罰に論及している。彼は、刑罰は正義の原理に基づいて科せられなければならないことを強調し、そして正義の原理に基づく刑罰は応報刑であると主張した。<sup>15)</sup>

以上に示した種々の事項は、いずれも政治権力に関する問題であって、カントの政治哲学において思索の中心的な対象は政治権力の問題であることが知り得られるのである。そして、主著以外の他の著作においても、多かれ少なかれ、これらの事項が論述の対象となっている。

なお、ここで、カントの、政治権力の思想を政治権力の正当性に関するマックス・ヴェーバー(1864~1920)の有名な分析と関連させて考察しておきたい。マックス・ヴェーバーは、政治権力の正当性の根拠として三つの類型を設定した。第一の類型は伝統的支配であって、これは政治権力の支配が長い伝統、慣習に基づいている場合には、長い歴史的伝統に対する信頼が権力の支配に正当性の根拠を与えるのである。第二の類型は合法的支配であって、これは政治権力の支配が人間の恣意によらないで、客観的な合理的な法規範または自然法に基づいている場合には、その支配は正当とされるのである。そして、第三の類型はカリスマ的支配であって、これは君主や指導者の天賦の資質、英知、能力などが被治者の信頼を得て、彼らの支配に正当性が与えられる場合である。<sup>15)</sup>

10) M. d. S., S. S. 138-139.

11) Kants Gesammelte Schriften, XIX. Band, S. 503.

12) M. d. S., S. S. 135-137.

13) M. d. S., S. S. 142-147.

14) M. d. S., S. S. 158-165.

15) 堀豊彦著「政治学原論」124-132頁参照。

しからば、カントはこれらの三つの正当性の根拠のうちで、どの根拠を採るものとみられるであろうか。彼は自然法原理としての社会契約説によって国家の権力的支配の正当性を基礎づけ、また権力分立制と代表制に基づく共和政体を理想的な政治形態と考えたから、理論的には合法的支配を根拠としていることは明らかである。しかし、彼は、フリードリッヒ二世（1712～1786、在位1740～1786）の啓蒙専制政治の正当性を認めただけでなく、これを賛美したほどであるから、実際的には彼は伝統的支配の根拠、否、カリスマ的支配の根拠さえも採ったと言っていることができるであろう。マックス・ヴェーバーは、現実の政治においては、三つの類型の種々の結合によって、支配の様態は複雑化していると言ったが、カントの政治権力の正当性に関する思想も、理想的な面と現実的な面の二つを含んで複雑をきわめている。このことが、彼の政治哲学に関する学者の見解に相違を生じさせる原因である。

(二) つぎに、永遠平和の問題は、カントの政治哲学において特に重要な地位を占めている。彼は平和をもって最高の政治的善と考え、この問題を政治権力の問題よりも一層重要視したのである。このことは、彼が「永久平和論」(1795)と題する特別の著作を発表して、この著作を彼の政治的著作の中の最も重要なものたらしめたこと並びに主著「道徳形而上学」の法理論が平和に関する論述をもって結語としていることによって明白である。<sup>16)</sup> その他、「世界公民的見地における一般歴史の理念」や「理論と実際」などの著作においても平和の問題が取り扱われている。

カントは、「永久平和論」において、永久平和を実現するために必要な六個の予備条項と三個の確定条項を挙げている。確定条項の第一は国内政治に関するもので、「各国家の憲法は共和的でなければならない」ということである。この条項は、国内政治が専制的でなく共和的であれば、戦争の開始を防止することに役立ち、平和の達成に効果があることを意味している。確定条項の第二は、国際政治に関するもので「国際法は自由な国家の連合に基礎を置くべきである」ということである。この条項の意味するところは、国際法をして実効あらしめるためには国際紛争を法によって解決し、一切の戦争を永久に発生せしめないことを目的とする国際的な連盟を成立せしめ、その連盟によって国際法を維持し励行しなければならないということである。確定条項の第三も、国際政治に関するもので、「世界公民法は普遍的な友好の諸条件に制限されるべきである」ということである。カントは、各人は世界の一員として世界公民であり、したがって世界公民法によって世界のいかなる土地をも訪問して一般的な好遇を受ける権利を与えられるが、この権利の限界を越えて侵略行為を行なうことは平和を破壊するものとして禁止すべきであると考へた。<sup>17)</sup>

一部の学者は、永久平和の問題は単にカントの政治哲学における最も重要な対象であったばかりでなく、自由の問題と並んで、カントの哲学的思索の中心的問題であり、したがって、彼の全哲学思想を通じて重要な意義を持つものであると考へている。例えば、C. J. フリードリッヒ教授(1901～)は、彼の二つの著作においてカントの平和に関する思想を論評し、この点を強調している。

先ず、「カントの哲学」(1949)において、論じられているところを要約するとつぎの如くである。「平和の問題へのカントの関心は、彼の一生を通じて継続した。彼の主要な著作のすべては平和の問題に立ち帰っており、そして彼は基本的な道徳的真理〈戦争あるべからず〉という有名な言葉の創造者である。カントの哲学は実質から言えば、〈平和〉をめぐって展開され、〈認識〉をめぐって展開されたのではない。そして彼の平和思想は、実践理性に基づいている彼の法哲学

16) M. d. S., S. S. 185-186.

17) Kants Kleine Schriften, S. S. 118-139.

の必然的結果であることは明白であり、しばしば主張されるように、決して老人の突然の思いつきではない。」<sup>18)</sup>

つぎに「必然的平和」(1948)において論じられているところを一部抜萃するとつぎの如くである。「カントは、本来は、一つの世界に対する熱烈な希望と、一つの世界についての明快な透察力とをもって思索した政治哲学者であった。平和のために努力することは人間の道徳的義務であり、平和を享受することは人間の本来の目的であり、そして平和を達成することは人間の可能な運命であるという確信を抱いて、決して動揺しなかったのはカントであった。国際連合憲章の基礎となっている思想を、すべての著者あるいは哲学者の中で、カントが最も十分に且つ最も深遠に提示した。多くの思想家にとって、平和の問題は中心的な重要性を持っていたが、何人もカントの思想に対して競争者として立ち得るところの首尾一貫した平和の哲学を展開しなかった。」<sup>19)</sup>

以上のようなフリードリッヒ教授の評論は、カントの平和思想を過大評価するものとみる人もあるであろう。しかし、私は、同教授の見解を正当であると認める。かくて、私は、永久平和の問題が、カントの政治哲学においてのみならず、彼の全哲学思想を通じて、重要な意義を有することを肯定する。それと同時に、永久平和の問題を最も主要な対象とする彼の政治哲学が彼の全哲学体系において占める地位の重要性を主張する。

### 第三 共和主義および共和政体の概念

カントの政治哲学において使用されている共和主義的 (republikanisch) あるいは共和政体 (Republik) という概念は、彼の理想とする政治形態を意味するものとして重要なものであるが、しかし、彼においてはその意義は一般に認められているところとは異なり、彼独特の意義で使用されている。また、彼は民主政体の概念についても、一般に認められているところとは異なった意義で理解している。その結果、彼の政治哲学をめぐって見解が対立し、さらに彼自身の真意が誤解されるに至っている。そこで、カントにおける共和政体および民主政体の概念を正確に把握し、二者の区別と関係を明白ならしめることが必要である。

(一) 第一に、カントにおいて共和主義または共和政体の概念が使用されている場合を取り上げて、その意義を検討する。

彼は「永久平和論」の第一確定条項において「各国家の憲法は共和主義的でなければならない」と提言し、共和主義的憲法とは如何なるものかを論じている。彼によれば、共和主義的憲法は、国家成員の人間としての自由の原理、共同の立法に対するすべての人々の臣民としての服従の原則およびすべての人々の国民としての平等の法則に基づいて制定された憲法であり、根源的契約の根拠から演繹されそしてすべての正当な立法の基礎たるべき唯一の憲法であるとされている。<sup>20)</sup> 同様の趣旨は遺稿の断片においても、つぎのように述べられている。「共和主義的憲法を他のすべての憲法と比較して示すために、私はつぎのことを述べなければならない。＜国家の憲法は、それが人間の権利に適合したものでなければならないかぎり、先ず第一に自由と平等の原理、すなわち、精神において共和主義的であるところの原理に基づかなければならない。＞自由と平等の原理によって制限されていない憲法は、専制主義的憲法と呼ばれる。」<sup>21)</sup>

18) C. J. Friedrich, The Philosophy of Kant, p.Vii. p. Xlii.

19) C. J. Friedrich, Inevitable Peace, p. p. VII-VIII. p. p. 20-28.

20) Kants Kleine Schriften, S. S. 126-127.

21) Kants Gesammelte Schriften, XXIII Band. S. 164.

以上のような共和主義的憲法に関するカントの論述から考えて、彼における共和主義の概念は、自由と平等の原理を意味するものであり、したがって、この点においては一般に認められている民主主義の概念と同一であることは明らかである。

しかるに、カントは、共和主義と民主主義とは異なるものと考えて、つぎのように論じている。「人々は、一般に行なわれているように共和主義的憲法と民主主義的憲法とを混同しないために、つぎのことを留意しなければならない。国家の形態は、最高の権力を有する人間の差異によって分類され得るか、あるいは、支配者の如何にかかわりなく国民が彼らの支配者に統治される方法によって分類され得る。第一の分類は、本来、支配形態と呼ばれる。この形態としては、唯三つのものが考えられ得る。なんとなれば、一人の人が、あるいは互に結合した少数の人々が、あるいは国家を構成するすべての人々が支配する権力を有するのであるから。（独裁政治、貴族政治および民主政治—君主の権力、貴族の権力および国民の権力）第二の分類は、統治形態と呼ばれ、国家がその最高の権力を行使する方法、すなわち、多数の人々を国家たらしめるところの一般意志の作用である憲法に関するものである。この場合の統治形態は、共和主義的であるか、あるいは専制主義的である。共和主義は、執行権（政府）が立法権から分離されているという憲法上の原理である。専制主義は、国家が自ら定めた法を恣意的に施行するとき、言い換えれば、公的意志が君主によって、あたかも彼の私的意志のように取り扱われるときに生ずる。」<sup>22)</sup>

右の論述は、カントにおける共和政体と民主政体の概念の特色を示しているもので、カントの政治哲学を考察する上において、きわめて重要なものである。彼は、共和政体と民主政体とは国家の分類においてそれぞれ別個の標準による分類に属するものとし、共和政体の本質を執行権と立法権を分離する政治形態という点に求めている。そして共和政体を、これらの二つの権力が分離されない専制政体と対立させている。かくて、カントにおいては、一般に認められているところとは異なって、共和政体と君主政体とは対立する概念ではなく、また専制政治は民主政治と対立する概念ではないという結論になる。彼は、このことについて、遺稿の断片においてつぎのように述べている。

「国家の三つの支配形態のいずれにおいても、統治形態は共和主義的であり得る。共和主義的な統治形態は、国民の負うべきすべての義務が、国民自身の投票によって割り当てられるところのものである。」<sup>23)</sup> 「すべての憲法は、それが正当であるべきならば、共和主義的でなければならない。しかし、支配形態は君主政体、貴族政体、民主政体であり得る。すなわち、執行権は、立法権の下において、種々の仕方では位置づけられる。」<sup>24)</sup>

カントは、「永久平和論」において、さらに進んで三つの支配形態における共和主義達成の可能性について比較検討し、そして共和主義達成の不可欠の条件としての代表制について強調している。すなわち、つぎのように論述されている。「三つの支配形態において、民主政治の形態は必然的に専制的である。なんとなれば、それは、同意しないところの一人に関して、したがってその一人に反対して、すべての人々が決定する場合には、それは執行権を確立するからである。それゆえに、すべての人々はすべての人々ではない。この状態は、一般意志の自己矛盾および一般意志と自由との矛盾を意味する。立法部は、同時にかつ同一人において、立法的意志の執行者ではあり得ないゆえに、代表的でない統治形態は奇形である。民主政治以外の他の二つの支配形

22) Kants Kleine Schriften, S. S. 128-129.

23) Kants Gesammelte Schriften. XXIII Band. S. 159.

24) a. a. O., S. 352..



態は、専制的な統治形態に機会を与える限り、やはり欠陥がある。しかし、少なくとも、これら二つの形態が代表制の精神に適った統治の方法を提供することは可能である。フリードリッヒ二世は、少なくとも、彼は国家の最高の僕に過ぎないと言った。——しかし、民主政治は、すべての人々が支配者であることを欲するから、支配者が国家の僕であることを不可能ならしめる。」<sup>25)</sup>

「それゆえに、真の代表的な支配者の数の最も少ないことが、共和主義の可能性に最も密接に近づき、そして漸次的な改革によって遂に共和主義に到達するということが可能である。かような進化は、君主政治においてよりも、貴族政治においては、一層困難である。他方、民主政治においては、革命による以外には、この種の憲法、すなわち、法及び正義に合致する唯一の憲法を成就することは不可能である。」<sup>26)</sup>

「統治形態の目的のために、多くの事項が支配形態の完全性に依存するとしても、国民は支配形態よりも統治形態に対して一層多く関心を持っている。しかし、統治形態が法及び正義の理念に適合すべきであるならば、それは代表制を必要とする。なんとなれば、この制度においてのみ共和主義的な統治形態が可能であるから。代表制なくしては、統治形態は専制的であり、無法である。——古代の所謂共和国は、この代表制度を知らなかった。そこで、それらは専制主義に陥らざるを得なかった。専制主義は、単一人の支配の下で、一層堪えられ得るものである。」<sup>27)</sup>

カントにおける共和主義および共和政体の概念は、以上の論述によって、ほぼ明白となったが、なお主著「道徳形而上学」において、彼の見地を結論的に要約したものともしようべき論述がある。これによって、彼の共和主義および共和政体の概念がさらに明白になるのみならず、国家の権力的支配に関する彼の基本的観念も示されている。すなわち、そこには、つぎのように述べられている。「一切の真実の共和政体は、国民の名において、全国民が結合しつつ彼らの選挙した代議士を媒介として、彼らの権利について配慮するための国民の代表制度であり、そしてこの制度以外の何ものでもあり得ない。」<sup>28)</sup> この言葉は、カントの理想とした政治形態は、国民が自ら選挙した代表機関を通じて、自己の権利を保護する制度の存する形態であることを示したものと解することができる。

(二) これまでの一切の論述を総合すればカントの共和主義および共和政体は、自由と平等の原理および執行権と立法権との分立の原理を基礎とし、国民代表の機関を有する政治形態を意味している。この政治形態は、一般的な用語では民主政体または民主政治と呼ばれ、また現代では代表制民主主義とも呼ばれている。したがって、カントの政治形態に関する思想は、理論的には、一般的な民主政治に合致していると言うことができる。

しかし、カントは民主政体または民主政治を、普通に理解されているところとは異なった意味に解して、その専制的であることを論じ、あるいは専制君主フリードリッヒ二世の言葉の中に代表的性質を認めて、その純治を共和主義の精神に合致するものとして賛美し、彼による漸次的な改革を期待した。また、カントはすべての婦人と独立の生活を営まない男子に対しては、国政に参加することを認めず、国家権力の絶対性を主張して国民の抵抗権を徹底的に否定するなど、民主主義の原理に反する見解や態度をも多く示した。かくて、彼の政治形態に関する思想は矛盾するものと批判され、また、彼の政治哲学思想が民主主義的か専制主義的かについて学者の見解が

25) Kants Kleine Schriften, S. S. 128-129.

26) a. a. O., S. S. 129-130.

27) a. a. O., S. 130.

28) M. d. S., S. 162

対立している。<sup>29)</sup>

カントの政治哲学は、理想的なものと現実的なものとを考察している。そして、彼は共和政体を正義の原理に基づく理念として考えている。また、彼は現実のフリードリッヒ二世の啓蒙専制政治は、共和政体の理念に近づく可能性あるものとしてこれを賛美したのである。このような、理想的なものと現実的なものとの関係は、彼のフランス革命に対する態度においても現われた。彼は、一般に破壊的暴力的な革命には反対した。しかし、彼は、フランス革命の理念は人類の進歩と共和主義の実現を目的とするものとして、これに賛意と関心とを寄せた。これらの点からみれば、カントの共和主義の政治形態に関する思想が矛盾したものと言うことはできないと思われる。また、彼は、彼の時代のプロシアの社会的状況に影響され、フリードリッヒ二世の統治に敬意を表するために、民主主義と共和主義とを区別して、彼の本来的には民主主義的な思想から生ずる結論を、共和主義の考え方で覆うたという見解も存在する。<sup>30)</sup>しかし、すべての点を総合して考えると、彼の政治形態論は、立憲君主政を理想としたものとみることが正当であると思われる。

#### 第四 抵抗権の理論

カントの政治哲学において、共和主義の問題とならんで論議の対象となっているものは、抵抗権の問題である。彼は近代自然法学派に属する政治哲学者であるにもかかわらず、他の学者と異なり、国家権力に対する国民の抵抗権を全然認めなかった。カントに対して自然法の理論を教授し、多大の影響を与えたと言われているアッヘンワル(1719—1772)は、君主が権力を濫用して不法を行なった場合には、国民は服従契約を解除することができるとして、国民の抵抗権を認めただが、<sup>31)</sup>カントは抵抗権の問題については、アッヘンワルの見解に従わなかった。また、カントの哲学的後継者であり自然法理論においてもカントの影響を受けたファイヒテ(1762—1814)は、少なくとも青年時代には急進的な政治哲学者として抵抗権の主張者であった。<sup>32)</sup>

さて、カントは「道徳形而上学」の国家法に関する論述において、抵抗権の理論を展開している。すなわち、彼は先ず最高権力の神聖性から説き起して、国家権力の絶対性と国民の服従義務を強調しそして抵抗権の徹底的な否定に到達している。そこで述べられていることの要旨は、つぎの如くである。

「最高権力の根源は、これに服従する国民にとっては、実践的意図においては探求することのできないものである。」<sup>33)</sup>

「<一切の権力は神から>という命題は、国家の歴史的根拠を示すものではなく、現に成立する立法的権力には、その根源の如何にかかわらず、服従しなければならないことを示す実践的理性原理としての理念である。この命題から、国家の支配者は、国民に対して権利のみを有し、何

29) カントの法(政治)哲学思想が民主主義なものであることについては、本年報第26巻(1966)所載の拙稿「カントの法哲学に関する現代欧米学者の評論」参照。

30) Rolf Denker, *Grenzen liberaler Aufklärung* S. 21.

31) Vgl. Kult Borris, *Kant als Politiker*, S. S. 163-164.

32) ファイヒテの青年時代の政治的論文として、つぎの二つがある。

1. Zurückforderung der Denkfreiheit von den Fürsten Eurorens, die sie bisher unterdrückten.

2. Beiträge zur Berichtigung der Urteile des Publikums über die Französische Revolution.

33) M. d. S., S. 142.

らの義務を負わないという命題が生ずる。』<sup>34)</sup>

「憲法さえも、最高の命令権者が憲法に違反した場合に、その命令権者に抵抗し彼を拘束することを、国家内の他のある権力に可能ならしめるような、如何なる条項をも定めることはできない。』<sup>35)</sup>

「それ故に、国家の命令的立法者に対しては、決して国民の適法な抵抗はない。なんとすれば、命令的立法者の普遍的立法的意志に服従することによってはじめて、法的状態の存立は可能だからである。したがって、決して暴動の権利、謀反の権利はなく、まして単一人（君主）としての命令的立法者の生命に対する侵害のような行為は全然許されない。この種の企ては叛逆であり、その企図者は祖国を滅ぼす逆賊として死刑を受けることを免がれない。』<sup>36)</sup>

「最高権力者によって、堪え難い程度にまで権力の濫用が行なわれた場合においても、国民はなお堪えなければならない義務を負うことの根拠は、抵抗そのものが法秩序を転覆する企てとして考えられなければならないということである。』<sup>37)</sup>

「国家組織の変更は、ただ統治者自身による改革を通じて遂行されることができものであるが、国民によって、したがって革命を通じては遂行されることができない。』<sup>38)</sup>

「革命がひとたび達成されて、新しい秩序が樹立された場合、それを開始し遂行したことの違法性は、国民に対して、新しい秩序に服従する義務を免除するものではなく、そして、国民は現に権力を有するものの命令に、誠実に服従することを拒むことはできない。』<sup>39)</sup>

カントが、如何に強い信念をもって、抵抗権および革命権を否認したかは、以上のような彼の論述の部分的な抜萃によっても、明白に知ることができるが、さらに、彼は、この問題を永遠平和の問題とほとんど同様に、政治哲学上の最も重要な問題であると考えたことは、「道徳形而上学」の付録の部分の結論において、この問題を再び取り上げて、前と同じ趣旨の陳述を繰り返している事実によって証明される。すなわち、彼はその結論においてつぎのように述べている。

「政治組織一般の理念は神聖であり不可抗的である。この理念は、正義の概念にしたがって判断する実践理性の統対的命令であり、すべての人々を拘束する命令である。国家の体制が、それ自体如何に欠陥を有するとしても、国家の立法的命令者に対して、如何なる従属的權威も、積極的な抵抗を行なうことはできない。むしろ、国家の欠陥は、立法的命令者が自ら実行する改革によって、漸次に除去されるべきである。もし、そうでないとすれば、臣民が彼の恣意にしたがって行動するために相反する格率を採用するならば、善い政治組織は盲目的な偶然の結果としてのみ実現され得るであろう。』<sup>40)</sup>

カントが一方においてはフランス革命の精神に共鳴して革命を歓迎しながら、他方においては抵抗権を絶対的に否認したことに対して、同時代の人々は彼の態度に疑問を感じ、彼の態度に反対し、またその矛盾を非難した。カントの抵抗権理論について、詳細に研究したヴェルナー・ヘンゼルは、カントの態度に関する諸学者の見解について比較考察している。<sup>41)</sup>

34) M. d. S., S. 142.

35) M. d. S., S. 143.

36) M. d. S., S. 144.

37) M. d. S., S. 144.

38) M. d. S., S. 146.

39) M. d. S., S. 147.

40) M. d. S., S. 207.

41) Werner. Haensel, Kants Lehre vom Widerstandsrecht, S.S. 74-94.

ヘンゼルは、第一に検閲の影響に帰する見解を取り上げている。これは、以前カントが、検閲の結果、宗教哲学に関する著作の出版許可を拒否されたことがあったので、検閲の困難をさけるため抵抗権否認の態度を主張したという見解である。この見解に対しては、ヘンゼルは、カントが知人に送った書簡を根拠とし、また以前の著作「啓蒙とは何か」においてすでにカントは国家の絶対的な権威を肯定していたことを理由として、反対している。

第二に、ヘンゼルは、政治上の事件の影響に基づくとする見解、すなわち、老人の控え目な態度とフランス革命への恐怖感によって、カントは抵抗権と革命権を否認したとする見解については、カントが「分科の争」において、フランス革命に関して下した判断からみて根拠がないと批判している。カントはフランス革命の外面的な経過と精神的な内容を截然と区別し、外面的な恐怖によって、理論的な立場を左右されなかったのである。

ヘンゼルは、さらに、カントにおける国家権威の主張と抵抗権の否認は、彼の哲学の影響、殊に歴史哲学または宗教哲学の影響に基づくものと考えている多くの学者の見解を検討している。しかし、本稿では、これらの点について述べることを省略する。

以上の如く、カントの抵抗権および革命権の理論については、種々の見解が分かれている。しかし、重要な問題は、彼の自然法ないし理性法の立場と、これらの権利を否認することとは理論上両立し得るか否かを深く検討することである。カントの理論は、種々の原因によって影響されたであろうが、しかし、彼の政治哲学思想における、一見矛盾すると思われる点も、彼の哲学一般の性格を考慮すれば、必ずしも矛盾するとは言われないであろう。

カントの政治哲学における共和主義および民主主義の概念と抵抗権の理論とを考察するとき、彼の思想は、果して一般に理解されている意味において民主主義的と言うことができるかどうか問題である。私は以前に、それは民主主義的なものであると論じたことがあるが、さらにこの際、この見地を一層明確にしておくこととする。

一部の学者は、国家の絶対性の主張と国民の抵抗権の否認を内容とするカントの思想を専制主義的なものと認めている。しかし、彼が専制主義には徹底的に反対したことは、彼の倫理学の基本精神と多くの論述によって明らかに知られるところである。彼は、専制主義は、人間を目的のための手段として取り扱い、人間の天賦の尊厳を侵かすもので、定言命令によって支配される倫理の体系と矛盾すると強く確信していた。したがって、彼の思想が専制主義的であるとは、決して言うことができない。

しからば、彼の思想は民主主義的なものと言うことができるか。このことについては、理論と実際とを明確に区別して考察したものとして、オットー・ギールケ（1841～1921）の見解が、貴重な参考となる。彼はつぎのように述べている。「カントの理論においては、国民主権の原理は、理論的な基礎として全くそのまま維持されている。しかし、それは、実際の目的のために、単なる<理性の理念>に、（あるいは論理的な前提に）変化している。この原理は、理念として政治権力の所有者を指導すべきである。しかし、この原理は、（国民の主権の<理念>においてではなく）歴史的発達の事実において正当性が見出されるところの統治者の主権に固有な形式的権利の縮小を全然意味していない。カントは、実際、国民主権が名目上存在しているところの理想的な立憲主義国家を描写している。しかし、この国家においては、生きた最高権力の主体は全然見出されない。種々の権力（立法権、行政権および司法権）の担当者が支配すると考えられている。しかし、各担当者は各自の領域に固有な厳格な法的制限に服する。そしてそれらのすべての権力

担当者の上に（本来の主権者として、抽象的な理性の法則が最終的に王座を占めている。）<sup>42)</sup>

右のギールケの所論によって、ギールケは、カントの政治哲学思想が理論的には民主主義的であることを認めていることが知られる。しかし、ギールケはその後の論述において、カントの抵抗権の理論を詳細に引用しながら、「カントは、実際的には民主主義者でない」と論断している。<sup>43)</sup> 単に抵抗権の理論のみを根拠として、カントの思想を専制主義的なものと批判している学者に比較すれば、理論と実際とを区別して考察したギールケの態度は、はるかに優っているものと言えよう。しかし、私は、さらに一步すすんでカントの思想においては、実際の面よりも理論的な面を重視したいと思う。したがって、私はカントの政治哲学は全体的にみれば、一般的意味において民主主義的であると信じている。

## 第五 結 語

以上、カントの政治哲学における、二、三の問題について考察した。彼の政治哲学については数多くの論ずべき問題があるが、これらの考察は他の機会に譲ることとする。ここでは、彼は理想的な政治をあくまでも、法との関係において、法に対して従属する地位にあるものとして考えたということを、遺稿の断片などによって明示し、結語に代えることとしたい。これらの断片には、つぎのように述べられている。

「学問としての政治は、国民の権利の保障および国民の自己の内的、外的状態の満足のための法律の体系である。」<sup>44)</sup> 法の任務は、国民の権利を保障し、国民の満足を実現することであるが、政治はこの任務を持つ法を施行するものと彼は考えている。

「真正の政治は、公法の理念に矛盾しないで、それと一致するところの条件に制限される。」<sup>45)</sup> 彼の言う公法の理念とは、社会契約、共和主義および永久平和などであるが、これらの理念と一致する政治は真正の政治であると、彼は考えた。

「政治を法に適合させることは、善であり有用である。しかし、反対に、法を政治に適合させることは虚偽であり、嫌忌すべきである。」<sup>46)</sup> 政治は法（正義）に基づいて行なわれるべきであり、法（正義）は政治によって左右されるべきではない。

要するに、カントは政治哲学においても、偉大な思想を形成した。カール・ヤスパール（1883～1969）は、「人間を取り扱うことを、最初にしてかつ最後の問題とするところの哲学は、確かに政治と深く関係しなければならぬ。そして、実際、カントは第一級の政治思想家であった。」<sup>47)</sup> と言っているが、この言葉はまことに正当であると言わなければならない。

(1969年8月30日原稿受付)

42) Otto Gierke, *Natural Law and the Theory of Society*, Translated by Ernest Barker, p. 153.

43) *Ibid.*, p. 354.

44) *Kants Gesammelte Schriften*, XXIII Band, S. 346.

45) *a. a. O.*, S. 346.

46) *Kants Politische Schriften*, S. 174.

47) *Karl Taspers, The Great Philozophers*, p. 328.